



環境衛生情報



町民課環境衛生係 (32)3111 (内線47・74)

PM2.5 (微小粒子状物質)

どうして

PM2.5(微小粒子状物質)とは何か?

PM2.5(微小粒子状物質)とは大気中に浮遊する小さい粒子のうち、粒子の大きさが2.5μm以下(毛髪の太さの30分の1)の非常に小さい粒子の総称で、硝酸塩、硫酸塩など色々な物質が含まれます。発生源は、工場や自動車の煤煙、火山活動など様々です。

近頃は、中国からの越境汚染が注目されています。

どのような健康影響がありますか? PM2.5(微小粒子状物質)は粒子が非常に細かいため、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器疾患、肺がん・循環器系のリスクの上昇が懸念されます。呼吸器や循環器系に疾患のある方や小児・高齢者は特に注意が必要です。

PM2.5(微小粒子状物質)に関する注意喚起情報とはなんですか?

県内では、地域ごとに測定局があり、県内6箇所的一般大気測定局のいずれかで、午前5時から7時の1時間値の平均値が85μg/m³よりも大きくなった場合、日平均70μg/m³の暫定基準を超える恐れがあるとして、午前8時に、県全域を対象に注意喚起情報を発表します。御代田町内では防災無線を使用して、注意を呼びかけます。

注意喚起情報が発表されたら、どのようなことに注意が必要ですか?

●屋外での長時間の運動や外出はできるだけ減らすことが有効です。

●屋内においても換気や窓の開閉を必要最小限に留め、外気の侵入を防ぎましょう。
●体調の変化が大きい場合は、医師の診療を受けてください。

その他の注意点

注意喚起情報の発表は、自ら予防のために行動をしていたら、健康被害を未然に防ぐことが目的です。ただちに健康への影響があるものではありませんので、慌てずに行動しましょう。

日頃から不要なアイドリングを控え、工場や事業所では煤煙の発生を抑制するなど、大気の保全に努めましょう。

長野県が公開している速報値等の情報

http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyō/mizutaiiki/taiki/pm25/pm25_2.htm

問い合わせ先

町民課環境衛生係(内線47・74)

措置基準	観測地点	判断の基準	判断時期	対象範囲	対象期間
一般環境大気測定局における当該日のPM2.5濃度の一日平均値が70μg/m ³ を越えると予想される場合	長野市-環境保全研究所 松本市-松本合同庁舎 諏訪市-諏訪合同庁舎 伊那市-伊那合同庁舎 佐久市-佐久合同庁舎 木曾町-木曾合同庁舎	県内6箇所の一般大気測定局いずれかで、午前5時から7時の1時間値の平均値が85μg/m ³ よりも大きくなった場合	午前8時	県全域	当該日の午後12時まで(解除はなく、翌日は新たに判定する。)

外国語版ごみ分別ポスターをつくりました

外国語を母国語とされている町内に在住の方にもごみの分別を理解していただくため、外国語表記(英語・中国語・ポルトガル語・タイ語)のごみ分別ポスターを作成しました。役場町民課の窓口で配付していますので、必要な方、または必要な方をご存知の方は、お申し出ください。

問い合わせ先

町民課環境衛生係(内線47)

訂正とお詫び

5月号掲載の『新エネルギー導入奨励金』に関する記載に誤りがありました。正しくは次のとおりです。訂正してお詫びいたします。

【窓口で原本確認が必要な書類】

- 車検証および領収書
- ×車検証および内訳書



1 ビデオ・カセットテープ

誤 プラスチック製容器包装
不燃ごみです。毎週水曜日の収集に出すか、井戸沢処分場にお持ちください。

※ケースもプラマークがな
い場合は、不燃ごみです。



2 発泡スチロール

誤 可燃ごみ
② プラスチック製容器包装

商品の包装や緩衝材に使われている発泡スチロールは、プラスチック製容器包装に出してください。ただし、汚れのひどいものは、可燃ごみになります。

問い合わせ先

町民課環境衛生係(内線47)

平成25年度 御代田町農作業標準労賃・機械作業料金表

作業の種類		労賃・料金(円)	備考	
水田	一般作業	800		1時間あたり
	田植作業	900		//
畑	一般作業	800		//
耕起	整備田	ロータリー	7,500	標準15cm耕起 10aあたり
	普通田	ロータリー	8,000	//
	畑	ロータリー	7,500	//
土壌改良	サブソイラー	9,300	縦横1m間隔引き	//
代かき	ドライブハロー	7,500	1回(田の状況により2回、3回の場合は別途協議) 未整備田は10%割増	//
機械	田植		10,000	中・成苗 //
	収穫	バインダー	10,500	結束ひも付き //
		ハーベスター	10,000	//
		自脱コンバイン	24,000	//
	堆肥散布		5,200	積込・散布 2t 1台あたり

1. 消費税の5%は外税。
2. 大型機械等の遠隔地への移動は実費。
3. ほ場の条件により割増。
4. 労賃・料金は標準ですので、場合により両者の協議によって決定してください。

■御代田町農業委員会事務局32-3111 内線27・64
こんにちはは農業委員会です